



<記載上の留意事項（変更届書）>

①業務の種類

- ・「薬局製造販売医薬品 製造販売業及び製造業」と記載すること。

②許可番号及び許可年月日

- ・許可番号は許可証に記載されている番号を「第」から「号」まで記載すること。
- ・許可年月日は許可証に記載されている有効期間の開始年月日を記載すること。発行年月日と間違えないこと。

③薬局、主たる機能を有する事務所、店舗、営業所又は事業所の名称

- ・名称を変更する場合は新しい名称を記載すること。

④薬局、主たる機能を有する事務所、店舗、営業所又は事業所の所在地

- ・住居表示に関する法律に基づき住居表示変更が生じた場合、変更後の所在地を記載し、「変更内容」欄にその内容を記載すること。

⑤変更内容

- ・変更事項を記載すること。
- ・総括製造販売責任者及び管理者の変更の場合には、変更前欄に変更前の総括製造販売責任者及び管理者の氏名を、変更後欄に変更後の総括製造販売責任者及び管理者の氏名、住所並びに薬剤師名簿登録番号及び年月日を記載すること。
- ・法人の業務を行う役員の変更の場合には、変更前後のすべての役員の氏名を記載すること。
- ・構造設備の変更の場合には、変更前欄に「〇〇年〇〇月〇〇日付け許可申請に添付した平面図のとおり」、変更後欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙として変更後の平面図を添付すること。

⑥変更年月日

- ・変更が生じた年月日を正確に記載すること。

⑦備考

- ・薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名の変更の場合は、変更後の役員が医薬品医療機器等法第5条第3号イからトまでのいずれかに掲げる者に該当するときはそのいずれに該当するかを記載し、該当しないときは「該当しない」にチェックをすること。
- ・主たる機能を有する事務所及び製造所の名称、即ち、薬局の名称の変更の場合には、「薬局製剤の販売名の軽微な変更の届出を併せて行います。」と記載すること。
- ・添付書類を省略した場合にはその旨を記載すること。
- ・薬局開設の許可番号及び許可年月日を記載すること。
- ・届出担当者の氏名及び連絡先を記載すること

⑧届出年月日

- ・保健所へ届出する年月日を記載すること。

⑨申請者の氏名及び住所

- ・法人の場合は登記されている本社の所在地、商号及び代表者の氏名を記載すること。
- ・住所もしくは氏名に変更が生じた場合には、変更後の氏名もしくは住所を記載すること。